

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： インボイス制度を契機とした取引条件の交渉上の留意点

2023年10月1日開始の消費税のインボイス制度を契機として、免税事業者である仕入先と取引条件を交渉する際には、独占禁止法や下請法など法務の観点からも留意すべき点があります。

1. 独占禁止法

前提	<p>(優越的地位の濫用規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 免税事業者である仕入先に対する、相対的な優越的地位(※)の存在 正常な商慣習に照らして不当な行為(濫用行為) <p>※不当な要求であっても、今後の取引に与える影響への懸念等から受け入れざるを得ないような関係</p>
問題となり得る行為(一例)	<ul style="list-style-type: none"> 免税事業者であることを理由に、一方的に(協議や合意が形だけのものに過ぎない場合を含む。)取引価格から消費税相当額を減額 課税事業者への転換要請に応じた仕入先(元免税事業者、継続的な取引関係あり)に対して、価格交渉に応じず一方的に単価を据え置くなど、著しく低い取引価格を一方的に設定 免税事業者である仕入先に対して、課税事業者への転換要請に応じなければ、今後取引価額の減額や取引停止を行うことを一方的に通告 上記要請に応じない場合の取引停止措置
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会による注意(原則非公表)、警告(原則公表)、排除措置命令及び課徴金納付命令(初回の違反行為から対象) 民事上の差止請求や損害賠償請求(一定の要件を満たせば無過失責任)

2. 下請法

前提	<ul style="list-style-type: none"> 下請法上の親事業者(自社)と下請事業者(免税事業者である仕入先)に該当 下請法上の規制対象となる取引(※)に該当 <p>※①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託</p>
問題となり得る行為(一例)	<ul style="list-style-type: none"> 免税事業者であることを理由に、発注時の下請代金の額から消費税相当額を一方的に減額 課税事業者への転換要請に応じた仕入先(元免税事業者、継続的な取引関係あり)に対して、価格交渉に応じず一方的に単価を据え置くなど、通常支払われる対価に比し著しく低い額を不当に設定
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会による指導(非公表)、勧告(公表)等 (勧告に従わない場合)独占禁止法上の排除措置命令や課徴金納付命令の可能性

3. 交渉上の留意点

- 取引条件の交渉や課税事業者への転換要請は、それ自体が直ちに独占禁止法や下請法に違反するものではない
- 十分な時間をかけた協議(一方的な要求や形だけの協議とならないよう、相手方の事情にも配慮)
- 専門家の意見、公表Q&A、行政の相談窓口等の活用
- 交渉方針の策定、交渉担当者(部門)への周知徹底

お見逃しなく!

公正取引委員会等より、2022年1月19日付で以下のQ&Aが公表されています。

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html